



管理組合ニュース臨時号

2016年2月

管理組合法人労住まきのハイツ

理事長 林 茂

“省エネサッシ改修工事完了により、平成27年分所得税から

『住宅特定改修特別税額控除』が受けられます”

但し現在補助金が未確定につき申告は補助金決定後(2月末か3月末)になります。

＜対象となる方＞

労住まきのハイツの所有者で、現在労住まきのハイツに居住している方、
但し年間所得金額が3千万円以下のこと。(平成27年分の所得税から還付)

＜特別控除税額は＞

補助金未定の為概略ですが3LDK約85千円、4LDK約100千円

＜申告の時期と条件＞

補助金未確定につき、増改築等工事証明書が発行できない為、本件の申告は3月15日まではできないかも分かりませんが下記方法にて対処下さい。

- ① 給与及び年金所得者で、まだ申告されていない方は増改築等工事証明書を入手後に還付申告する。
- ② 既に還付申告された方は増改築等工事証明書を入手後に本件特別控除のみ更正申告する。
- ③ 平成27年度の納税義務がある方は、予定通り申告をすませ、増改築等工事証明書を入手後に本件特別控除のみ更正申告する。

① ② ③とも3月15日以降になることも枚方税務署と打ち合わせ済み

＜申告に必要な添付書類＞

下記「増改築等工事証明申込書」に登録事項証明書を添付し手数料を添えて管理組合事務所に申し込んでください。纏めて建築士に発行を依頼します。

- ・増改築等工事証明書・・・証明書は1級建築士が作成します。(発行手数料¥1,000-)
- ・家屋の登記事項証明書(区分所有者建物全部事項証明書)・・・各自準備・法務局で¥600.-
- ・住民票の写し・・・各自準備・市役所他で¥300.-
- ・住宅特定改修特別税額控除計算書・・・各自準備・税務署又は国税ホームページから
- ・源泉徴収票

----- キリトリ -----

増改築等工事証明申込書

一級建築士事務所大坂建築設計室宛

2016年 月 日

申込者(区分所有者) 住所

氏名

電話

添付資料記載の家屋に今回実施したアルミサッシ省エネ改修工事が
租税特別措置法施行令に該当することを証明願います。

添付資料

家屋の登記事項証明書

発行手数料

申し込み受付
一次締め切り2月末日